



ねこのおどりば

新島村博物館だより

TEL 5-7070 (直通)

「子ども学芸員になろう」 発表会



3月10日(土) 午後1時45分から午後3時まで、新島村博物館において、平成29年度新島小学校3年生による「子ども学芸員になろう」発表会が行われました。

8人の子ども達は4組に分かれ、1年間かけて勉強してきた新島の歴史・自

然・文化・名産品などについて発表を行いました。博物館の展示物だけでなく、自分たちで準備した写真、パネルや動画、実物の明日葉やしよつちる(くさや汁)を利用し、わかりやすく、元氣いっぱい発表を行いました。当日は、予定されていたツアー客が荒天のため来島できませんでしたが、地域の方々や観光客など104名の方が来館され、最後は全員で輪になって大漁節を踊り、大盛況のうちに発表会を終えることが出来ました。



新しい入館証が できました。

子ども学芸員になった平成29年度新島小学校3年生が書いたイラストが、博物館の年間入館証になりました。

島民の方は大人300円、小・中・高校生は150円で1年間何回でもご入館できますので、ぜひ博物館へご来館ください。なお、小学校入学前のお子様、70歳以上の方は入館無料となっておりますので、ご来館お待ちしております。



司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

【相談日時】

平成30年5月11日(金)
午前10時～午後2時

【相談場所】

住民センター
交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何かご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会

事務局事業・研修課

☎03(33353)9191

平日午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

民生課からのお知らせ

■狂犬病予防

定期集合注射のお知らせ

新島村では下記の日程で、狂犬病予防集合注射を実施

いたします。犬の飼い主には、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。

飼い犬の登録をされている方には、お知らせのハガキ(兼問診票)を送付いたしますので、必ずハガキを持参してお越しください。

また、犬の登録をされていない方も、会場で登録と注射ができますので、ぜひお越しください。

▼式根島地区

【とき】 5月23日(水)

【場所】 式根島支所

【時間】 9時～10時

▼若郷地区

【とき】 5月23日(水)

【場所】 若郷会館

【時間】 13時～14時

▼本村地区

【とき】 5月24日(木)

【場所】 大島支庁駐車場北側

【時間】 10時～12時

13時30分～15時30分

【手数料】

○予防注射代 3100円

○注射済票交付 550円

○新規登録 3000円

【問い合わせ】

民生課民生係

☎(5)0243

■赤十字会員
募集運動のお知らせ

今年も5月1日から31日までの間、「赤十字会員募集運動」が実施されます。

赤十字の活動にご理解をいただき、毎年継続して2000円以上の会費を日本赤十字社へ支援していただける方々のことを「会員」と呼び、500円以上活動資金として支援していただける方々を「協力会員」と呼びしております。

昨年は新島村全体で471,200円の活動資金のご協力をいただき、ありがとうございました。

本年もこの運動期間中、皆さまのお宅に婦人会の方々が伺いますので、ご理解とご協力を心からお願いいたします。

【問い合わせ】
民生課民生係 ☎(5)0243



■身体障害者相談員・
知的障害者相談員

平成30年4月より3名の方に引き続き相談員をお願いしています。任期は2年間です。

身体障害者相談員

- ・青沼 完治
本村一丁目 (5)0471
- ・小澤 美智子
本村二丁目 (5)0077

業務内容

①身体障害者の地域活動の推進

②身体障害者の更生援助に関する相談・指導

③身体障害者の更生援助につき関係機関に対する協力

④身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動

知的障害者相談員

- ・宮川 晶子
本村三丁目 (5)1878

業務内容

①知的障害者の家族における養育、生活などに関する相談、指導、助言

②知的障害者の施設入所、就学、就職などに関して関係機関への連絡

③知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動

障害のことで心配ごとなどありましたらご相談ください。

建設課からのお知らせ

■水道水の水質検査計画及び、
水質検査結果について

村では、安全でおいしい水をお届けするために、水源となる地下水と家庭の蛇口で定期的に水質検査を行い水道水の水質管理に万全を期しています。

この水質検査をどのように行うかを広く知っていただくため、検査する場所・項目・頻度などについて記したものが水質検査計画です。安心して水道水をご利用いただけるよう「平成30年度水質検査計画」を作成しました。また「平成29年度水質検査結果」と合わせて次のところでご覧下さい。

- ①役場建設課
 - ②若郷支所
 - ③式根島支所
- 【問い合わせ】
建設課水道係
☎(5)0212 (直通)

企画財政課からのお知らせ

■平成30年度軽自動車税の
減免申請について

5月上旬に軽自動車税の納税通知書兼納付書を発送しますが、次のいずれかの

要件に該当する場合は、申請手続きをすることにより軽自動車税が減免されます。詳細につきましては、税政係までお問い合わせ下さい。

○身体などに障害がある人などが所有する軽自動車等(障害の程度による)

○構造が専ら身体障害者等の利用のための軽自動車等

○公益のために直接専用する軽自動車等

【申請期限】

平成30年5月24日まで

【申請場所】

新島村役場税政係及び各支所

【必要なもの】

○軽自動車税減免申請書

(役場又は各支所にあります)

○印鑑

○身体障害者手帳など各種手帳

○車検証(コピーでも可)

○減免対象の軽自動車税の納税通知書兼納付書

○個人番号(マイナンバー)及び身元確認書類

※身体障害などによる減免の場合、障害者1人につき「1台」に限ります。

※減免が受けられる障害の種類・等級の範囲については、税政係までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】

企画財政課税政係
☎(5)0241

■住民センター図書室から新着本のご案内



吉野 源三郎



東京大学謎解き制作集団 Ar



門井 慶喜

西郷どん!
おらおらでひとりいぐも
休むことも生きること
大家さんと僕
フィギュアほど泣けるスポーツはない!

林 真理子
若竹 千佐子
丸岡 いずみ
矢部 太郎
織田 信成

■本村住民センター図書室の利用時間
午前 9:00 ~ 午後 5:00 (年末・年始をのぞく)
☎教育委員会 5-0203 直通

■新島村ホームページの『図書検索』から新着本が検索できますので、そちらもご覧ください。

航空路の島民割引運賃が引き下げられました！

平成30年4月1日(日)から国及び東京都の補助金を活用して調布⇄新島路線(新中央航空株式会社)の島民割引運賃が引き下げられました。

【割引運賃の対象者】

新島村に住民登録をしている方

【割引後の運賃】

8,500円(片道) / 人

【購入方法】

現行と変更はありません。(お電話又はインターネット予約等)

※搭乗手続きの際、運転免許証その他公的機関の発行する本人の住所が確認可能な書類をご用意ください。(平成31年3月31日までの適用) ※平成31年4月1日以降は、新島村が発行する住民カードによる確認時のみ本割引料金が適用となります。住民カードの発行につきましては、改めて民生課よりお知らせします。

【予約・利用に関する問い合わせ】

新島空港

☎(5) 0180

調布空港

☎0422(31) 4191

【お知らせに関する問い合わせ】

建設課建設係

☎(5) 0212(直通)



五島をつなぐ ～支庁の窓～ No.39

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関してのお話です。

+:.:.:+ +:..:. .:.:+* *:.:.0 〇 〇..:* +:..:. .:.:+* *+:.:.:+*

5月は自動車税の納期です

自動車税の納税通知書は5月1日に発送されます。

お手元に届きましたら、**5月31日(木)まで**

お近くの金融機関等でお納めください。

+:.:.:+ +:..:. .:.:+* *:.:.0 〇 〇..:* +:..:. .:.:+* *+:.:.:+*

Q1 自動車税は誰が払うの？

平成30年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に納税義務があります。また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

Q2 年度途中で廃車した場合はどうなるの？

年度の途中で廃車にした場合は、抹消登録が行われた月の翌月分から月割計算で減額となります。既に税金を納めていただいている場合は還付されます。もし、所有する自動車に乗らなくなったときは、必ず廃車手続きをお願いします。手続きがない場合は、翌年度も課税されてしまいます。

Q3 減免制度はあるの？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、**5月31日(木)まで**平成30年度分の減免申請の受付を行っています。

※詳しくは、東京都自動車税コールセンター(03-3525-4066)又は支庁総務課税務担当(2-4411)へご相談、お問い合わせください。また、軽自動車に関するお問い合わせは町村役場へお願いします。